

法務省民商第407号  
令和4年8月24日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長  
(公印省略)

供託規則第26条第3項第6号に規定する証明書の様式について（依命通知）

標記の様式について、別紙1のとおり最高裁判所事務総局家庭局長から民事局長宛て照会があり、別紙2のとおり回答がされましたので、この旨貴管下供託官に周知方お取り計らい願います。

最高裁家二第744号

令和4年8月8日

法務省民事局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長

供託規則第26条第3項第6号に規定する証明書の様式について（照会）

標記について、当局としては下記の取扱いによるのが相当であると考えますので、これに対する貴局の御意見を承知したく、照会します。

## 記


## 1 成年後見人（民法第8条）等の場合

事件番号、成年被後見人の住所及び氏名、当該事件について成年後見人として選任された者の住所及び氏名が記載された書面に成年後見人によって届け出られた印鑑に係る証明が記載されたもの（別紙1又はこれに準ずる様式）とすること。

また、未成年後見人、保佐人、補助人（民法（明治29年法律第89号）第839条、第840条、第12条、第16条）及び、審判前の保全処分に基づく財産の管理者（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第126条第1項、第134条第1項、第143条第1項等）についてもこれに準ずる取扱いとすること。

## 2 相続財産の管理人（令和3年法律第24号による改正後：相続財産の清算人）（民法第936条第1項、第952条第1項）の場合

事件番号、被相続人の最後の住所及び氏名、当該事件について相続財産の管理人【清算人】として選任された者の住所及び氏名が記載された書面に相続財産の



管理人【清算人】によって届け出られた印鑑に係る証明が記載されたもの（別紙 2 又はこれに準ずる様式）とすること。

- 3 相続財産の管理人（民法第 9 1 8 条第 2 項、第 9 2 6 条第 2 項、第 9 3 6 条第 3 項、第 9 4 0 条第 2 項、令和 3 年法律第 2 4 号による改正後の民法第 8 9 7 条の 2 第 1 項）の場合

上記 2 に準ずる取扱いとすること。

- 4 不在者財産管理人（民法第 2 5 条第 1 項）の場合

事件番号、不在者の従来住所及び氏名、当該事件について不在者財産管理人として選任された者の住所及び氏名が記載された書面に不在者財産管理人によって届け出られた印鑑に係る証明が記載されたもの（別紙 3 又はこれに準ずる様式）とすること。

以上

(別紙1)

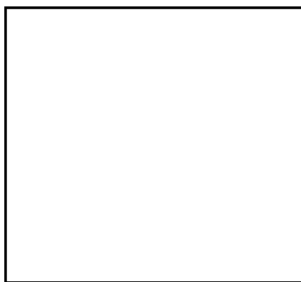
令和〇〇年(家)第〇〇号

## 印鑑証明申請書

成年被後見人 〇〇 〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

次の印鑑が、上記の者の成年後見人の印鑑として届け出たものと相違ないことを証明してください。



令和 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

成年後見人 〇 〇 〇 〇

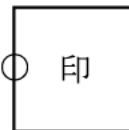
〇〇家庭裁判所 御中

上記証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 印



(別紙2)

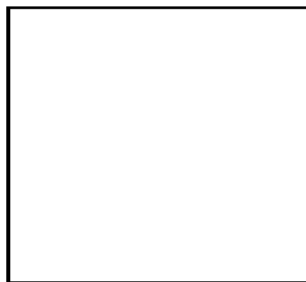
令和〇〇年(家)第〇〇号

## 印鑑証明申請書

被相続人 亡 〇〇 〇〇

最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

次の印鑑が、上記の者の相続財産管理人【清算人】の印鑑として届け出たものと相違ないことを証明してください。



令和 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

相続財産管理人【清算人】 〇 〇 〇 〇

〇〇家庭裁判所 御中

上記証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 印



(別紙3)

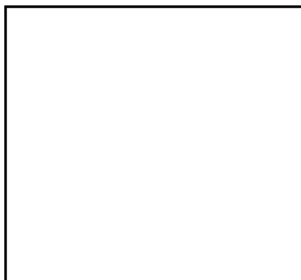
令和〇〇年(家)第〇〇号

## 印鑑証明申請書

不在者 〇〇 〇〇

従来の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

次の印鑑が、上記の者の不在者財産管理人の印鑑として届け出たものと相違ないことを証明してください。



令和 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

不在者財産管理人 〇 〇 〇 〇

〇〇家庭裁判所 御中

上記証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 印



法務省民商第406号

令和4年8月24日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

供託規則第26条第3項第6号に規定する証明書の様式について(回答)  
本月8日付け最高裁家二第744号をもって照会のありました標記の様式に  
ついては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。